



ながの労福協

〈ライフサポートセンター〉

一般社団法人 長野県労働者福祉協議会
〒380-8710
長野市立町978-2 労済会館内
TEL026-232-6667 FAX026-232-6672
E-mail n-rofuku@athena.ocn.ne.jp
http://nagano.rofuku.net/
発行人 近藤 光
編集人 青木 正照

第262号 2010年10月1日

講師の宇都宮弁護士は30年に亘り、サラ金業者からの取り立てに苦しむ多重債務者支援に取り組み、改正貸金業法完全施行に至るまでの運動や多重債務者やヤミ金業者の実態を、自らの経験や対応した具体的なケースを紹介しながら説明。「解決できない借金問題はない」と債務整理の方法や多重債務に陥らないための心得などを講演していただきました。宇都宮弁護士は多重債務対策の課題として、多重債務に陥った人は相談先がわからず追い詰められてしまう。せめて高校生の頃学習の機会が欲しい。学校教育での金融経済教育強化の必要性を訴え、また来場者に自身の周りにもし多重債務の問題を抱えている人がいた



宇都宮弁護士の講演

“多重債務に陥らないために”

東信地区「労福協ライフサポート講演会」 講師／弁護士 宇都宮 健児氏

生活応援運動「気づきキャンペーン」の二環として、東信ブロックで県内初めての講演会を9月20日（祝）佐久勤労者福祉センターにおいて開催、市民135名が来場しました。

ら、力になってやってほしいとよびかけられました。講演会の翌日、講演会参加者が事務所を訪れました。昨日の講演会で宇都宮弁護士の話を聞き、思い切って相談に来たとのことでした。講演の中で「解決できる事を知らずに夜

逃げや自殺をする人たちがいる」という話を聞き、相談する決心をしたそうです。50代の無職男性で、家族は病弱な妻と2人でアパート暮らし。2年前に体調を崩したことが原因で15年間勤務した会社を退職、以後は職に就いていない（就けない）とのこと。夫婦の蓄えも底を尽き、最近では自殺も考えたそうです。債務残高はサラ金4社で約380万円、2年前から返済に遅れがあるものの、4社共に利用期間は実に15年に及び、現在、ネット司法書士受任による任意整理の手続きに入っているそうです。正に「人の生死にかかわる問題である」ということを改めて痛感しました。（佐久地区労福協事務局長 井上秀治）

北信地区労働者福祉会館 開所

北信地区労福協が設立されて2年が経過しました。この間、活動の拠点は連合長野北信地域協議会並びに北信地区労働組合会議が使用する事務所を三者で入居する形態をとってきました。しかし事務所として入居した物件が古民家であったことから「地区労福協の主活動である“勤労者の悩み相談”の受け入れ態勢を確立する事ができない」との結論に至り、自治体及び民間の賃貸物件を探してきました。幸いにも条件の良い物件（長野電鉄信州中野駅から徒歩3分、鉄骨2階建）を紹介頂き、地域の労働団体の一大拠点として活用していくに相応しいとの判断の下、各労働団体の役員と協議する中で移転の上共同利用していく事で合意致しました。事務所の名称を「北信地区労働者福祉会館」と命名し、9月2日開所を迎える事ができました。開所式には地域自治体並びに各労働団体の上部組織、須高地区労福協から多くの来賓の皆様方にご出席頂き、華やかなオープニングセレモニーを行う事ができました。結びに会館開所にあたり、県労福協の青木専務理事をはじめ役



新事務所のテープカットをする和会長他各役員

職員の皆様方には大変ご尽力頂きました事に心より感謝申し上げます。

北信地区
労働者福祉協議会
事務局長
相沢裕治

2010年度東部ブロック幹事会・代表者会議・事業団体責任者会議開催
協同労働とパーソナル・サポートで「貧乏+孤立」

解消

労福協東部ブロック第178回幹事会・代表者会議及び事業団体責任者会議が、8月31日長野市「メルパルクながの」で、一都10県の役員ら50名が参加し開催されました。

会議は東部ブロック遠藤会長（東京労福協会長）のあいさつで始まり、続いて中央労福協高橋事務局長が「国連が2012年を「協同組合同年」とした理由は何か。それはここ数年の金融至上主義が世界中に格差や貧困を生み出した。この貧困の克服に対し「協同組合」が有効な手段として注目されている。今日の貧困は単にお金がないだけでなく、「貧乏+孤立」。企業や家庭からも切り離され、帰るところがない。この



東部ブロック遠藤会長あいさつ

ような中「協同組合」が前に出る状況を作り出したい。その中心に今組むと多重的債務、自殺、貧困問題を個

NPO的発想の便利屋づくり

～県外への周知と意見交換～

長野県NPOセンターとの協働で実施している「NPO便利屋推進事業」において、本年度長野県内での活動拠点づくりと、組織運営に関するマニュアル制作及び県内外への同事業の周知を目的に説明会を実施しています。9月には山梨、山口、徳島の各労福協の協力を得て同説明会を開催しました。

9月22日の徳島での説明会には、労福協、社会福祉協議会、NPO法人等の関係者16名が参加し、徳島県労福協の久積会長の挨拶に続き、青木専務理事より長野県労福協の取組みと同事業について、また、長野県NPOセンターの菊池事務局長より、マニュアルの概要と実践している長野のNPOの活動内容について説明を行いました。

続く、意見交換会では、参加NPO側から「徳島でもマニュアルを参考に便利屋の営業活動を始めてみたが、うまくいっていない」といった事例や、社会福祉協議会からは「『NPOはお金が要らない』と言った印象が未だに根強い」、労福協側からは「わずかなお金も払えない人も存在するため、これらの支援も含めて対応が必要」など様々な意見が上がりました。

今後も長野県内外での説明会を開催するとともに、「生活応援運動」のための更なる地域づくりやネットワークづくりへとつなげてまいります。



徳島労福協・NPO団体との意見交換

別的ではなく、横断的かつトータルなサポートで解決していく支援体制が必要。湯浅誠氏が進めるパーソナル・サポート・サービスがそれに当たるが、これは既に労福協がやっているライフサポート活動であり、労福協は先端を走っていると言える。政府は今年全国5ヶ所で試験的取組を進めているが、パーソナル・サポート・サービスを担うサポーターの待遇を引き上げ、恒久的に進めていきたい。」とあいさつされました。

幹事会では中央労福協より主な運動課題として改正貸金業法の完全施行に伴う取組み、政策制度要求、司法修習生の給与の支給継続の署名運動などの説明がされ、各労福協の取組みが報告されました。代表者会議では、「ライフサポート事業の現状と課題」と題して各労福協の経験交流が行われました。事業団体責任者会議では中央・静岡・長野・新潟労金、全労済東日本事業本部、新潟県総合生協よりそれぞれの取組みが報告され、中央労金より「生活応援運動」、全労済東日本事業本部より「住まいと暮らしの防災保障点検運動」などの説明が行われ、それぞれ意見交換が行われました。

お知らせ

◆一般社団法人格の取得について

2010年9月29日(火) 法人格取得申請を行い、一般社団法人長野県労働者協議会が設立し、10月1日より事業を開始しました。

◆第18回労働者福祉学校

日時/2010年10月15日(金) 10時～10時50分
場所/ホテル犀北館

◆臨時大会・創立50周年記念式典

日時/2010年11月30日(火) 13時30分～17時
会場/メトロポリタン長野

ジヨブながの就職支援セミナー

“人財”をめざして



就職支援セミナーの内容を熱心に聞く、受講生ら

菅総理大臣も「雇用」を政策の第一に置き力を入れる中、労福協も安定した生活を送るために一番大切なことは「仕事」であることから、就職支援活動に積極的に取り組んでいます。

9月7日、千曲市ふれあい情報館で就職支援セミナーを開催し、同館でPC訓練を受講する20代〜60代の求職者19名が受講しました。セミナーの内容は失敗しない就職活動のノウハウ、面接の受け方、模擬面接。そして職場体験実習は7月に引き続き、労働金庫職員・OBに協力をいただき、「生活応援運動・気づきキャンペーン」を題材に、労金職員として高金利のローン利用者からの相談に応じ、高金利からの借換えを勧める内容で体験実習を行いました。

【受講者の感想】

講義では現在の雇用情勢やニート・フリーター問題などを教えていただき、また「企業が求める人物像」や「面接時の注意事項」のお話は、大変勉強になりました。特に「人財」についてのお話は印象に残っています。模擬面接では、面接官を体験できたことが大変勉強になりました。自分の行動や返答がどのように面接官に受け取られているかイメージすることができました。職場体験実習では、労働金庫の職員として窓口業務にあたるという想定で、ローン返済で困っている相談者と相談員の両方を体験しました。この体験

は仕事だけでなく家族や友人とのコミュニケーションでも役に立つと思います。今回学んだことを生かし、再就職の成功につなげていきたいです。

【相談員からの一言】

ながの若者サポートステーション
野々村瑞希相談員

求職者の方の中には、様々な理由で就労に一步踏み出せない状態に居る方が多いです。働きたい気持ちはある・・・でも自信がない。対人関係が苦手、病気を抱えている、長期

お金に関する相談ダイヤル
県下四地区労福協で実施

去る、9月6日～10日までの一週間、県労福協と県暮らしサポートセンターの共催により、お金に関する無料相談ダイヤルを実施しました。

県下4つの重点地区労福協にフリーダイヤルを設置し電話による相談を受け付けました。

延べ76件の相談があり、各地区の内訳は、佐久地区28件、上伊那地区22件、長野地区17件、松本地区9件です。相談の内容は多重債務関係が45%、収入減少に伴う返済の相談が9%で、この二つで54%を占める結果となりました。

今回の特徴として、県内においても家計の所得水準が低下する中、多くの勤労者世帯がローン返済困難な状況にあることと、改正貸金業法の影響により多重債務者が深刻な状況に置かれていることが浮かび上がりました。

四つの地区労福協では、複雑な相談については、アドバイザーが順次面談を行い相談者の立場に立って具体的な解決策をとっていく事になっています。



生活応援運動についての職場体験実習

にわたる無就労状態でブランクがある、正社員で働いたことがない、など悩みの背景は一人一人違います。が、共通していることは「何かをやってみよう！」という気持ちが低いことだと感じています。やってみる前から、上手くいかない事を想像してしまい諦めてしまう。確かに何をやっても上手くいかないと自信はなくなってしまう。でも、行動しない限り何も変わりません。自信が持てない方こそ、自信を付けるために何か行動してほしいと思います。

厳しい事業環境を乗り越え、守りから攻撃へ

全労済長野県本部第35回通常総代会開催



2010年度事業計画を承認した総代会

全労済長野県本部は、7月30日に第35回通常総代会と長野県労働者生活協同組合第55回通常総代会・第1回代表者会議を代議員148名(委任20名)の出席により開催しました。

議長団に下伊那地区の太田総代、UIゼンセン同盟の浅川総代が選出され議事にはいり、冒頭飯田理事長が、「総代会の持ち方として、全労済の組織機構・役員制度の見直しにより、長野県本部総代会は今回を持って終了となり、県代表者会議として継続されていくことになりました。2009年度の事業実績は昨年

の無い前年度比マイナス設定といたしましたが、厳しい事業環境を乗り越え、守りから攻撃へ変換するための大きな第一歩のスタートの年という重要な任務を持った年度と考え、そのためにも、最大限の努力をしていく所存です。最後に全労済の理念である『みんなで助け合い安心できる社会作り』の実現に向けて役職員は組合員の先頭に立って努力します。引き続き組合員の皆様方のご支援とご協力をお願いします。」と挨拶しました。

労福協活動の歴史と使命を学ぶ

第4期東部ブロック福祉リーダー塾参加報告

第4期のカリキュラムはまず中央労福協の笹森会長より「労働運動と労働者福祉運動の理念と歴史」を学び、また協同組合運動の父と呼ばれる賀川豊彦氏の生い立ちから救貧・防貧活動、協同組合運動への展開など生涯の活動を松沢資料館杉浦学芸員より紹介いただきました。この他

今年度の福祉リーダー塾は佐久地区労福協井上事務局長と、県労福協より吉谷が参加しました。

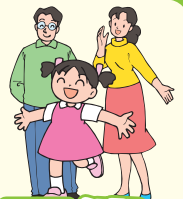
大きく変わった今、その変化に対応した労働運動、労福協運動を展開していく必要性、特に人と人とのつながりが希薄な現代社会において、勤労者や市民を取り巻く問題が多様化する中、福祉は一つという労福協活動の原点に立ち返り、人々が助け合う社会を再生するために、労福協が担う使命を感じる事ができました。

(県労福協・吉谷 記)

普段ちょっと入りにくいショールーム...

組合員の皆様が入りやすいよう、住宅生協が、貸し切りました。

ただ遊びに きて、見て、さわって、体感して下さい!



県下最大級ショールーム自由見学会開催

日時: 10月30日(土)31日(日) 場所: トステムショールーム長野

お問合わせ



長野県労働者住宅生活協同組合

TEL 026-234-0283

デイリーセントワークの実現をめざして

県労連 第32回定期大会開催

9月11日、長野市内で県労連の第32回定期大会が行われました。貧困と格差が拡大し、非正規雇用が増大する中で、その深刻な実態や、労働組合を結成して雇用と地域経済を守る取り組み、県下各地の労働争議の闘い、春闘や人勧・最賃の取り組みなどが報告されました。

そして、向こう一年間の運動方針として、最低賃金の抜本改正、消費税増税反対、公契約適正化運動の推進などを決定しました。とりわけ、デイリーセントワーク（①人間らしい生活を送る所得、②社会保障によって労働者が保護されている、③労働者が権利を保障されている、④ジェンダー平等である仕事を意味し、「働きがいのある人間らしい仕事」等と訳される）の実現をめざしていくことが強調されました。さらに、県労連の新たな峰をつくる組織拡大に大きく踏み出すことも確認しました。役員改選では、高村裕議長を再任しました。



あいさつする高村議長

消費者力検定事前講習会を開催しました

県消団連は、9月5日（日）に消費者力検定事前講習会をコープながの長野稲里店（長野市）の組合員ルームで開催し、14名が参加しました。

県消団連では、私たち消費者が悪徳商法やオレオレ詐欺などの被害にあったり、衣・食・住生活、身近な法律や契約、環境問題など日常の消費生活の様々なことについて理解不足や認識不足が多いことから、消費者啓発のための（財）日本消費者協会の「消費者力検定試験」に3年前から取り組んできました。

今回の講習会は、同協会の広重美希氏を講師にお招きし、消費者力検定試験科目の中のポイントや、新たに加わった制度などについてレクチャーを行ってもらいました。参加者は効率よく重点を学ぶことができました。

今年度の「消費者力検定」は、以下の内容で行われます。興味のある方は是非ご参加ください。

●消費者力検定試験（一般コース）●

○試験日 11月14日（日）

11：00～12：20（80分間）

受付開始 10：30～

諸注意 10：55～

○会場 コープながの長野稲里店

組合員ルーム

（長野市稲里町中央3381）

○試験内容 契約／悪質商法・サービス・生活経済・衣生活・食生活・住生活



消費者力検定事前講習会の様子

活・環境の7科目。取得点数に合わせて1級から5級まで認定されます。

○受験申込締め切り 10月29日（金）

○受験料 2,800円（団体割引金額

です。通常3,500円）申し込み後のキ

ャンセルはできません。試験問題の結果及

び解説と解答は後日お送りいたします。

○お問い合わせは 長野県消費者団体連

絡協議会 電話026-224-3161

〒380-0921長野市栗田950-6メ

ゾン栗田102 消費者力検定担当まで

○成績・認定級は、消費者協会から個封

筒で返されます。

○消費者力検定対策用テキストは、

（財）日本消費者協会（03-5282-5311）からお取り寄せいただけます。

地域社会全体で子育て支援

9月18日、（財）こども未来財団・NPO法人アルク主催による「ニア向け次世代育成推進セミナー」子育ては未来創り」が、長野市において開催されました。

清泉女学院短期大学西山薫副学長が基調講演を行い、伝統的な家族が担う子育てが崩壊した今、開かれた、誰でも参加できる子育てが必要であり、親の子育てを支える支援、ワーク・ライフ・バランスの重要性、すなわち日本人の働き方を根本的に変える必要性を訴えられました。また、子供たちの体力・学力の低下をデータで示し、子供たちの体験不足が成長にさまざまな悪影響を及ぼしていることを指摘し、「子育て支援の重要性も指摘し、特にシニア世代の子育て・子育て支援への参加を呼びかけました。

この後事例報告が行われ、最後に報告者、コメンテーター聴衆者を含めた質問形式のパネルディスカッションが行われました。ディスカッションで「他人の子供をしかれるか」という質問に対し、ほとんどの参加者が「難しい」と答えたことに、現代の人と人とのつながりの希薄性が現れていると感じました。また、子育てには三世同居が良いと思いつつも実際は別居が無難だと考えること、また近所の子供をしかつたお年寄りが子供の母親に「うちの教育方針は違います」と言われたというエピソードから、開かれた、誰でも参加できる子育てには、家族そして他人同士も、他者の言葉を最初から拒絶するのではなく、耳を傾ける、受け入れる心の広さが必要だと感じました。

全労済は保障点検活動を展開しています。

その活動のひとつとして、住まいと暮らしの「防災保障点検活動」を紹介します。

前回は「被災時にかかる費用を知る」をテーマとしました。今回は「費用の準備方法」を考えて見ましょう。

A. 公的支援制度を確認する

火災に対して受けられる支援内容

災害見舞金 全焼・半焼等住宅の被害状況によって見舞金が支給されます。	全焼した場合 1世帯あたり	5 万円程度 (申請先:市町村) <small>※各自治体により金額は異なります。</small>
---------------------------------------	---------------	--

自然災害に対する支援内容

被災者生活再建支援制度	全壊	100 万円程度
住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)	大規模半壊	50 万円程度 (申請先:市町村)

住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金) 住宅が全壊・大規模半壊した世帯が対象。	建設・購入	200 万円程度
	補修	100 万円程度
	賃貸	50 万円程度 (申請先:市町村)

災害救助法による住宅の応急修理 住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯が対象。	修理限度額 1世帯あたり	50 万円程度 (申請先:市町村) <small>※各自治体により金額は異なります。</small>
---	--------------	---

B. 勤務先の福利厚生制度を確認する

職場や労働組合など勤務先において、被災時の支援制度があるか確認してみましょう。

C. 自分自身で準備する

再建のイメージ^{※1}をもち、再建に必要な費用を計算します。公的支援制度に加え、勤務先の支援制度がある場合、それら給付額を加味して再建に必要な費用を考えてもよいでしょう。ただし、被害が大きい場合、再建費用の負担も大きくなることもあるため、自分自身で保障にしっかり備えることが必要です。

※1. 被災前と同じ場所で、同じ大きさの家に住むなど、ライフスタイルや家族構成からどのような家を建て直したいかというイメージ

保障という選択肢が現実的かもね。

きちんと考えましょう。



「保障点検運動の展開」に向けた活動の確認と共済推進に向けた共有化として、9月14日に「全労済・トップセミナー」を91名のご参加を得て開催し、基調講演「防災に向けた考え方・備えについて」を行い、「保障点検運動の展開について」活動提起をしました。

今回は、保障の種類・範囲・仕組みについて理解を深めます。



くらし・なんでも相談

シリーズ No.28

「遺族年金」 「加給年金」



山口 正人 特定社会保険労務士

毎月第2土曜日は、弁護士、司法書士、社会保険労務士など専門家による無料電話相談日です。

今号は、様々な年金相談の中から遺族年金と加給年金について、当相談ダイヤル相



談員の山口正人特定社会保険労務士の相談事例からご紹介します。

【事例①】 65歳になって自分の基礎年金を受給するようになったら、夫の遺族年金が減額されてしまったが。

7年前に夫が亡くなり夫の遺族厚生年金を受給している。今年10月で65歳になると、新たに国民年金から自分の老齢基礎年金が支給されると年金事務所で聞いた。国民年金の保険料を払っていない期間もあるが、それでも50万円くらいの年金が支給されると言われ、これから先収入が増えると言っていた。

【回答】 遺族厚生年金は、死亡した夫が老齢厚生年金を受けているか、または厚生年金加入中で死亡した場合に、夫の老齢厚生年金(報酬比例部分)の4分の3の金額を基本として支給される。また、夫の死亡当時、妻が35歳以上65歳未満か、遺族基礎年金の受給権(18歳未満の子ま

たは20歳未満の障害のある子のある妻があれば、妻が40歳以上65歳未満の間は中高齢寡婦加算として594,200円が加算される。

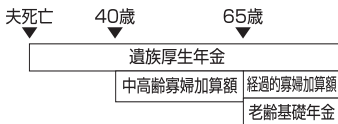
この中高齢寡婦加算額は、遺族厚生年金の受給権者が65歳に達して老齢基礎年金を受給するようになると打ち切られ、その後は経過的寡婦加算額が支給される。

経過的寡婦加算額は中高齢寡婦加算額より低い額となるため、遺族厚生年金全体としてみれば減額となる。しかし、同時に老齢基礎年金の支給も始まるため、年金の受取総額としては減ることはない。遺族厚生年金受給者が老齢基礎年金を受給するようになると、遺族厚生年金が減額されるのではなく、一緒に支給されていた中高齢寡婦加算額が支給停止となるために、23万円が15万円に減額になったと思われるが、老齢基礎年金と合わせれば今までの受給額を下回らない。

ワンポイント

「経過的寡婦加算」

○経過的寡婦加算の額は、昭和61年4月1日から60歳に達するまで国民年金に加入した場合の老齢基礎年金の額と合わせる。中高齢寡婦加算の額と同額になるよう決められている。



【事例②】

夫の加給年金対象となるには、妻の厚生年金加入期間が20年未満であれば良いのか。1年前に年金事務所へ年金相談に行った時、夫の老齢厚生年金に加算される配偶者の加給年金は、配偶者の厚生年金の加入期間が20年未満であることや、老齢基礎年金を受給していないなどの条件で加算されると言われた。

その時、まだ自分の厚生年金の加入期間は19年だったので、20年にならないうちに退職した方が良いのか質問したら、その必要はないと言われた。しかし結果的には、退職せず20年以上加入してしまつたため加給年金が受給できなくなつた。

相談員の言葉を信じたために年間40万円も損をし、このままでは納得できない。加給年金がもらえるように、この件を年金記録確認第三者委員会へ申立てることができるか。

【回答】

加給年金は、厚生年金の被保険者期間が20年以上ある被保険者(中高齢者の特例あり)が定額部分を含む老齢厚生年金を受給するようになったときに、65歳未満の配偶者や18歳未満の子等の生計を維持しているときに加算される(別表1、2)。

このうち、配偶者の加給年金は配偶者が65歳になると支給が打ち切られるが、昭和41年4月1日以前生まれであれば、配偶者の老齢基礎年金に対して一定額の振替加算が行われることとなっている。しかし、配偶者が被保険者期間20年以上または中高齢者の特例の年数以上(別表3)で自らの老齢厚生年金を受給する場合には、加給年金は支給停止となり振替加算も行われない。

今回、年金相談時点で厚生年金加入期間が19年とのことだが、おそらく中高齢者の特例の年数をすでに上回っていたため、すでに加給年金の対象とならないことから窓口の相談員はその必要はないと言つたのではないかと思われる。

したがって、加給年金に関係なく厚生年金の加入期間が長ければ本人の年金が増えるわけであるから、相談員の回答は特に問題とならない。また、被保険者として加入していた期間が適正であれば、当然年金記録を取り消すことはできないし、さらに年金事務所の相談員の説明不足を理由として、年金記録を取り消すことを第三者委員会に申し立てることもできない。

したがつて、加給年金に関係なく厚生年金の加入期間が長ければ本人の年金が増えるわけであるから、相談員の回答は特に問題とならない。また、被保険者として加入していた期間が適正であれば、当然年金記録を取り消すことはできないし、さらに年金事務所の相談員の説明不足を理由として、年金記録を取り消すことを第三者委員会に申し立てることもできない。

別表1 加給年金額 (単位:円)
配偶者 227,900
1人目・2人目の子 各 227,900
3人目以降の子 各 75,900

別表2 配偶者の特別加算 (単位:円)
受給権者の生年月日 特別加算額 合計額
S 9.4.2~S15.4.1 33,600 261,500
S 15.4.2~S16.4.1 67,300 295,200
S 16.4.2~S17.4.1 101,000 328,900
S 17.4.2~S18.4.1 134,600 362,500
S 18.4.2以降 168,100 396,000

別表3 中高齢者の特例年数
S22.4.1以前 15年
S22.4.2~S23.4.1 16年
S23.4.2~S24.4.1 17年
S24.4.2~S25.4.1 18年
S25.4.2~S26.4.1 19年

*男子40歳以降、女子35歳以降の期間が生年月日によって上記加入年数であるときに該当

ワンポイント

「年金記録確認第三者委員会」

○年金記録確認第三者委員会とは、4年ほど前、当時野党だった民主党が国会で追及して明らかになった「消えたり、000万円の年金記録」が問題となつたときに、総務省が国民の年金記録に対する不服申立てを受け付ける窓口を設置し、その記録回復に関する審査決定を、弁護士や社会保険労務士など外部の専門家に委任することとした行政機関。

第三者委員会への申立ては、①年金の保険料を払つたのにその記録がない、②会社で年金保険料を天引きされていたのにその記録がない、③天引きされていた保険料に見合った標準報酬が記録されていない、④脱退手当金を受け取っていないのにその期間の記録がなくなっているなどの理由により不服がある者が行える。

委員会では、申立て内容と関係者の証言、給料明細などの証拠書類等により記録回復決定の判断がされる。

毎月第2土曜日は、弁護士・司法書士・特定社会保険労務士など専門家相談員による相談日です。

くらし・なんでも相談「ほっとダイヤル」 0120-399-6002

塩尻地区労福協

フェスティバル

例年7月の中旬に開催している「塩尻地区労福協フェスティバル」ですが、今年初の試みとして、9月11日(土)に、ろうきん塩尻支店主催の「チャリティー親子アニメまつり」との同時開催といたしました。

会場のレザンホール前庭には、焼きそば、かき氷、ビール等のふれあい屋台村をはじめ、各種アトラクション、楽しいパフォーマンスで大人気のピエロのまーくんによる大道芸等々、当日は暑い日差しが照りつけるなか、大勢の親子づれ約700名を越える参加者でにぎわいました。

また、会場ブースの一角には、「暮らし何でも相談所」も設置し、各種チラシの配布や参加者からの相談も受け付けました。



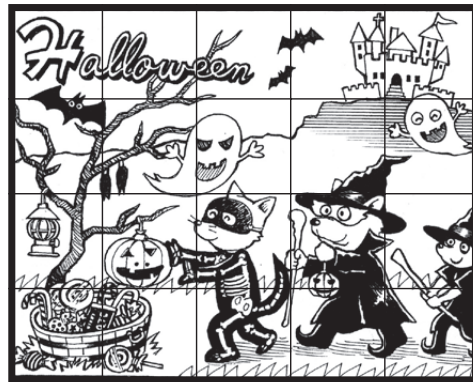
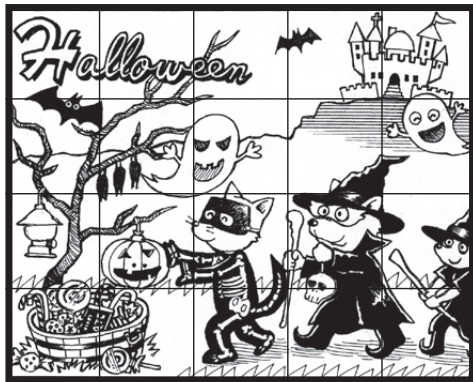
本部テント付近の様子



大人気のピエロのまーくん



1 2 3 4 5 1 2 3 4 5



(画：生協連 土屋 英夫氏)

8のまがらがしがし

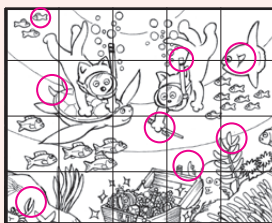
ど家族で楽しむ

左に並んだ二枚の絵を見比べて違っている箇所を8つ探して下さい。日頃使わない脳への刺激になるかと思えます。

プレゼントの応募方法

- 官製はがきに答えを書いて原労福協へ(宛先は表紙にあります。)
- 労福協の機関紙に対する意見・要望を何か一言。
- 住所・氏名・年齢・性別・所属団体(単組名) 又は勤務先を忘れずに。
- 正解者の中から抽選で5名の方に図書カード(千円分)をプレゼント。
- 締切り10月29日

前回の正解は



当選者(5名・敬称略)

- 浦野 美樹(伊那市)
- 大石 晴菜(長野市)
- 鈴木 広章(白馬村)
- 中山 澄子(長野市)
- 宮嶋 寛(麻績村)



山なみ

消えた高齢者？ 今、百歳以上の高齢者が4万4千人を超えていることを知っていますか？

親の生死への無関心、年金の不正受給、家族や地域のきずなが薄れ、人との絆がほころび孤立している人が多い中、少子高齢化が進み親族間の支え合いには限界があります。行政まかせでは、この超高齢化社会を乗り切れません。その為には、どうしても「地域の支え合うネットワーク」が必要ではないかと考えます。

さて、江戸後期の農政家であった、二宮尊徳が、こんな事を言っています。「経済なき道徳は寝言である。しかし、道徳なき経済は犯罪である。」この意味は、お金というものは大事なんだ、けれど、お金では買えない「心の絆」があるんだよ...という真実を説いています。

まさに、今問われ、必要とされていることは、超高齢化社会の歪みを直すことではないでしょうか？ 重要なことはお互いを助け合い・支え合うサポート体制であり、支援を必要としている人に 寄り添う 伴走型 の支援ではないでしょうか。

みんなが地域社会の一員として活躍できるように、地道な活動を続けていきたいものです。(青)



戸籍上220歳の二宮尊徳